						のものは一年以内に行ったもの）により確認する。
					［略］	車輪（溝付きタイヤを除く。）の摩耗並びに劣化及び損傷の状況	目視により確認するとともに、車輪（溝付きタイヤを除く。）の径を測定する。
						イ　摩耗が是正が必要な状態として製造者が定める基準値（製造者が指定していない場合にあっては、鋼製車輪及び溝無しソリッドタイヤにおいては設置時の直径の二・五パーセント又は六ミリメートルのうちいずれか小さい値、ウレタン等によりライニングされた車輪においては設置時の厚みの二十五パーセント又は五ミリメートルのうちいずれか小さい値）を超えていること。
						ロ　摩耗が是正が必要な状態として製造者が定める基準値（製造者が指定していない場合にあっては、鋼製車輪及び溝無しソリッドタイヤにおいては設置時の直径の二・五パーセント又は六ミリメートルのうちいずれか小さい値、ウレタン等によりライニングされた車輪においては設置時の厚みの二十五パーセント又は五ミリメートルのうちい
						㈣　車輪装置　車輪	

						内に行ったもの）により確認する。
					［同上］	車輪の摩耗並びに劣化及び損傷の状況	目視により確認するとともに、車輪の径を測定する。
						イ　摩耗が是正が必要な状態として製造者が定める基準値（製造者が指定していない場合にあっては、鋼製車輪においては設置時の直径の二・五パーセント又は六ミリメートルのうちいずれか小さい値、ウレタン等によりライニングされた車輪においては設置時の厚みの二十五パーセント又は五ミリメートルのうちいずれか小さい値）を超えていること。
						ロ　摩耗が是正が必要な状態として製造者が定める基準値（製造者が指定していない場合にあっては、鋼製車輪においては設置時の直径の二・五パーセント又は六ミリメートルのうちいずれか小さい値、ウレタン等によりライニングされた車輪にあっては設置時の厚みの二十五パーセント又は五ミリメートルのうちいずれか小さい値）の九十
						㈣　車輪装置　車輪	